

第十一章 多様性を認め合う地域社会づくりをめざして

1 外国人市民のくらしやすいまちに

今年7月に行われた参議院選挙では、「外国人が不恰當に優遇されている」などデマに基づいた「排外主義」が煽り立てられ、国民の政治への不満の原因を、あたかも「外国人」に責任があるかのような誤った主張が流布され、国政において「極右・排外主義」の勢力が議席を伸ばす結果となりました。こうした「外国人排除」の考え方は地方政治にも影響を及ぼし、川口市では、9月30日に、市内に住む在留資格のない外国人について、一時的に収容を解く「仮放免」をやめて収容を強化するよう国に求める意見書を、日本共産党と立憲民主党系会派の反対を押し切り、賛成多数で決めるなどの事態が生じています。

また、10月に自民党の総裁となつた高市氏も、「奈良の鹿を足でけり上げるどんでもない人がいる」など外国人への憎悪をあおる発言を行い、さらに「文化や何もかもが違った人たちをまとめて入れてゆく政策は考え直す」など、より一層、「差別・排外主義」を助長する姿勢を示していることは、大変危険な動きです。

このような動きに対し、全国知事会は、参院選直後の7月23、24両日の総会で、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を開くにくに相応（ふさわ）しい舞台となつた」とする「青森宣言」を全会一致で採択しました。また「国は外国人を『労働者』と見ていて、地方自治体から見れば日本人と同じ『生活者』であり『地域住民』である」と指摘して、国に政策や予算を要望する「提言」もまとめました。

本市には、多くの外国人市民が暮らしています。市内の外国人市民は、2025年3月末日時点では、前年度より5,210人増の57,355人で、本市人口の3・6%を占めるなど、地域社会の重要な担い手として役割を果たしています。川崎市は2005年「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、2024年度に3度目の改定を受け現在に至っています。「川崎市多文化共生社会推進指針」の基本目標には、「国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人々がお互いを認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる『多文化共生社会』の実現を目指す」と掲げられています。今日、デマやウソによる排外主義的な論調は、本市に住む外国人市民をも傷つけるもので、絶対に許すわけにはいきません。「多文化共生社会」を掲げる本市として、「いかなる差別も許さない」というメッセージを市として改めて掲げるとともに、市民としての権利が守られるよう実生活における差別を無くすよう改善することが求められます。

(1) 市として「多文化共生社会」を目指していることを、「市政だより」や市のホームページを活用し、市民への啓発活動を行う。

(2) 外国人市民が安心して産前・産後の期間を過ごせるよう、多言語や『やさしい日本語』による支援の充実を図る。

① 外国人市民会議が作成した産前・産後支援に関するリーフレットを市のホームページに掲載したが、周知が不十分であり、引き続き周知を図る。

② 産前・産後に関する情報について、ルビを振っているものが一部にとどまっている。『やさしい日本語』化を推進する。

③ 各区で作成している子育てガイドブックの外国人向けページに産前・産後支援に関する情報を掲載する。

④ 多文化医療サービス研究所が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」を広報・周知する。

(3) 外国につながる児童・生徒の教育権を保障する

① 県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。

(2) 2013年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

(3) 専任教員の増加など夜間中学の体制強化をはかる。

(4) 日本語の習得が不十分な子どもへ、集中して日本語の習得ができるよう学校でのサポートを充実する。現在、週2時間、100時間までの初期支援ではなく、外国につながる子に対し、3か月間集中した日本語学習を行うなど、早期に日本語学習ができるよう支援する。また、国際教室も現在の教員不足で担当教員が兼務しなければならない事態も生じており、しっかりと専任の教員の配置を行う。巡回講師は、教員資格を持ったものとする。

(4) 夫婦別姓の場合、親子関係等を証明するときに、住民票や母子手帳の提示が求められるが、いつも携帯しているわけではなく、医療機関などで簡単に手続きができるよう対応を改善する。

(5) 外国人市民の住まい・働く場などでの差別をなくす

- ① 川崎市居住支援制度により、連帯保証人によらず保証会社による家賃債務保証と支援団体による居住継続支援が行えるようになっているが、実態は大家さんたちの理解が得られず、住宅の確保が困難なケースがある。改めて、不動産業界の理解を求める。
- ② 外国人市民連帯保証人の確保やトラブル発生時の通訳派遣などをを行う居住支援制度を外国人市民向けに周知をはかるとともに、制度を充実させる。
- ③ 外国人の地方参政権を認めるよう国に働きかける。
- ④ 雇用関係で不利な立場におかれことが多い非正規労働者などとして働く外国人市民に対し、労災や有給休暇など労働者の権利の啓発を行う。市が行う街頭労働相談の際に、外国人市民からの相談を受け付けていることを多言語で表示し、相談しやすい環境をつくる。
- ⑤ 技能実習生が劣悪な労働環境や労働条件で働かされ、大きな社会問題となっている。2023年度より「労働状況実態調査」において調査項目に「外国人の在籍状況等」を追加しているが、労働条件などさらに詳しい労働実態の把握をおこなう。

(6) 安心して医療に係れる支援の充実を

① 「病気の時など、どこに電話すればいいのかわからない」との声がある。「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の

最初に、ワンストップセンターの連絡先を掲載する。

② 川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金は、予算は僅か150万円しかなく事務手続きも煩雑で時間もかかるため、2024年度の実績はありませんでした。予算を増額し、医療現場の実態を聞き使い勝手の良い制度に改善する。救急医療以外への医療費負担の対応策を検討する。

③ A.Iなどの活用により、自分の症状を母国語で入力すると正確な情報が出るような取り組みを行う。

④ 病院において、日本語がよくわからない人への対応や通訳機能などが十分整備されていないところがある。医療機関への支援を行い、適切な治療が受けられるようとする。

⑤ お薬手帳の多言語版をつくる。

(7)『多文化共生プラザ』を軸に、外国語での相談体制充実、子育てなど市民サービスの情報提供を丁寧におこなう。

① 外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター、多文化共生プラザ）が中原区の国際交流センターと川崎市役所の第3庁舎に整備されたが、「利用したことがある」「知っている」という方は、外国人市民の約4割にとどまっている。センターへのバス便を整備する。「外国人窓口相談」を増設する。現行の「窓口」の周知を強める。「川崎多文化共生プラザ」で行う「行政書士無料相談」など派遣相談員には、旅費・日当相当額を支払うようにする。

② 外国人窓口相談について、2021年度から9時から17時までなったが、夜間も対応できるようとする。

③ 外国人市民の増加にともない、医療や労働などの相談に対応するため、専門的な知識や用語を理解できる通訳を配置し、企業等にもそのことを周知する。医療や労働相談にかかる機関との連携をすすめ、そのための研修を行う。

④ 國際交流協会による区役所への通訳派遣サービスの利用時間が2時間と決められているため、大量に書類を書かなければならぬ生活保護制度の利用などでは時間が足りなくなってしまう。役所での手続き等の際の通訳派遣については市が予約を行い無料にするよう対応する。

⑤ 公的書類や申請書や市民に送付する封筒の表書きなどについて、情報の多言語化をすすめるとともに、「やさし

い日本語」による情報提供をすすめる。特に災害時の避難情報の多言語化と「やさしい日本語」による発信を強める。外国人市民代表者会議が作成した多言語記入ガイドを活用する。同様のガイドの作成を外国人市民代表者会議任せにせず保育以外の申請書類等にも広げる。

(8) 「仮放免」など在留資格のない外国人への行政サービスを保障する

- ① 改悪された入管法を廃止して、外国人の人権を守るよう改善を国に求める
- ② 就学と就学援助、予防接種、出産など、利用できる行政サービスの情報が見えるように、市のウェブサイトに情報をまとめて掲載する。

(9) 外国人市民が安心して介護保険制度を利用し、サービスを受けることができるよう、事業者への啓発と制度の周知を図る。

- ① 介護・福祉事業者向けに、多文化理解に関する研修を実施する
- ② 介護・福祉事業者向けに、(やさしい日本語)に関する研修を実施する
- ③ 「ここにちは介護保険です」の多言語版及び(やさしい日本語)版の活用が進むよう広報・周知を行う。

(10) 外国人材の活用推進に取り組んでいる事業所を認定する制度を創設し、外国人労働者が安心、安全に働くよう労働環境を整備を進めるようとする。

(11) 関東大震災（1923年9月1日）において、60000人の朝鮮人・中国人・共産主義者などの虐殺が行われ、川崎市でも12名（その内1名は日本人）の虐殺があつたことが判明している。市として、行われた実態を明らかにし、記録する。

2 「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を活かし、ヘイトスピーチを根絶する。
2020年7月 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行後、条例第13条の差別的言動を行わせないための「勧告」が一度も発出されておりません。ヘイトスピーチに当たる表現だと指摘をされている団体の川崎駅前

街頭宣伝には多くの市民が抗議を行い、また無告知の街頭宣伝を監視する市民グループの週末の活動も継続して行われています。こうして、ヘイトスピーチを許さない市民の運動とともに、条例制定の効果が示されています。

しかし差別扇動団体の街頭宣伝は定期化され、インターネット上のスピーチは年々増えており、またヘイトクライムにつながる投稿も増加し深刻な状態は続いている。2024年度は市独自の啓発活動などの取り組みがはじめられたが、根絶に向けた一層の対策が求められます。

一方、社会全体をみると、外国人を差別したり排斥したりしようとする姿勢が、ヘイト差別の温床になっていることです。政治家や公人による排外主義の言動が臆面もなく噴き出しています。昨今は、選挙という場を使つたヘイト、議会でのヘイトなど卑劣さを極めており、けつして許されることではありません。法務省は2019年、「選挙運動」と称して差別街宣をすることに「適切に対応する」よう求める通知を全国に出しました。「選挙も差別の免罪符にはならない」と説明しています。物価高騰や生活苦への不満をそらすために、政治家たちが外国人を標的にするなどは絶対に許すことはできません。在留外国人や特定の民族集団を敵視する排外主義を許さず、ヘイトスピーチ根絶のために、市民と連帯して、排外主義を押し返すことが今ほど求められている時はありません。

そうした観点からも、ヘイトスピーチに関して全国で初めて罰則規定を設けた条例を持つ川崎市の役割の發揮と国へのヘイトスピーチ解消法のブラッショアップが求められています。

① 川崎市でのヘイトスピーチの状況について検証し、差別解消に向けた計画策定をはかる。ヘイトスピーチ解消法の実施状況の検証を国に求める。

② 九都県市首脳会議が2025年5月に提出した「インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について」に係る要望（法整備・実態調査・実効性のある啓発活動）について、国の施策推進に向けて粘り強く働きかけを行う。

③ インターネット上で殺害や危害などを呼び掛けるヘイトクライムを扇動するような投稿について命を脅かす危険性を持つため市長はあらゆる機会で迅速に発言、発信を行う。

④ 特に各選挙が行われる適切な時期に、SNS等において選挙運動、政治活動においても不当な差別的言動を行うことは条例により禁止されていることを啓発する発信を行う。

⑤ 「韓国等の悪口」を言つたら日本人に罰金を科す、憲法違反の条例」や「在日外国人が生活保護制度で優遇を受けている」など、本市の『人権条例』や在日外国人に対するデマがインターネット等で繰り返されている。人権施

策推進協議会が2016年に提言した「SNSでの発信について、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信」をあらゆる広報やSNSを活用し積極的に行う。

⑥ インターネット上のヘイトスピーチについて削除要請にとどまらず、市独自の取り組みとして市民向けの人権啓発事業、インターネットの動画、独自キャラクターを採用しポスター・チラシ等の活用で啓発を行っている。

こうした取り組みを着実に行うとともに、さらに拡充をすることも検討をする。

⑦ インターネット上の差別的投稿の拡散を防止するため、条例の規定に該当するとの判断について、体制を確保し引き続き職権により審査会へ諮問を行う。判断については議会答弁などおり、「これまでの事例の蓄積をふまえ、投稿の背景、前後文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮し」スピーディーに行う。

⑧ 市民からの情報提供を受けたものの削除要請に至らないと市が判断した事案については、可能な限り丁寧にその理由を説明する。

⑨ インターネット上のヘイトスピーチが日々大量に積み重ねられていることから、被害者の現状に対しても実効性を持つた施策が行われているかについて、現状ができるだけ正確に検証するために、市職員の研修は被害者や本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家から行うことを見直す。

⑩ 条例13条、14条では、市が不当な差別的言動を行ったものに対する「勧告」「命令」を行う前には、あらかじめ川崎市差別防止対策等審査会の意見を聞かなければならない、とされているものの「緊急を要し」「いとまがない」場合はこの限りではない、とされている。緊急を要する場合でも、審査会を開催する最大限の努力をはかる。

⑪ 公の施設利用に関する「迷惑要件」をなくし、不当な差別的言動が行われるおそれがある客観的な事実に照らして具体的に認められる場合については、施設の利用を「不許可」にできるようとする。

⑫ 公共施設の利用希望者に対し、公共施設の窓口やふれあいネットの画面などを通じて「ヘイトスピーチは許さない」との啓発を継続する。公共施設以外の貸館施設などの管理者に対しても、インターネットの貸館案内の画面上や窓口で同様の啓発を行うよう要請する。

⑬ あらゆる広報媒体を活用し「ヘイトスピーチ、許さない」などの啓発ポスターをひきつづき掲示する。町内会・自治会等にも掲示板へのポスター掲示を要請する。

⑭ JR南武線車内、アゼリアビジョンなどで行ってきた動画による啓発を継続し、広く行う。

3 性的マイノリティの人たちの人権と生活向上のために

2025年は「同性婚を認めないのは違憲」とする高裁判決が名古屋高裁、大阪高裁で出され、提訴された札幌高裁、東京高裁、福岡高裁、5か所全てで出されました。同性婚を認めていないのは、G7の中で日本のみとなり、世界の流れとなっています。これは、何よりも、当事者の皆さんがSOGIをめぐる様々な差別をなくし、誰もが尊厳をもつて生きられる社会を作るために声を上げ続けてきた結果です。性別変更をめぐっても、画期的な違憲判決が相次ぎ、昨年7月10日、高裁で「継続的なホルモン治療で女性化が認められている」として、手術なしで外観要件を満たすと判断、手術なしで性別変更が認められました。さらに、札幌家裁では、当事者が戸籍上の性別変更を求めた2件の家事審判で、性器の外観を変えるよう求める性同一性障害特例法の規定について、「過剰な制約を課すもの」として「違憲、無効」と判断し、性別変更を認める決定を出しました。これらの司法判断は、性自認尊重へ大きな前進をもたらすものです。

地方自治体でも、パートナーシップ条例を持つ自治体も人口が国の93%をカバーするなど大きく前進してきました（2025年5月31日時点。渋谷区と認定NPO法人虹色ダイバーシティ調査）。民間企業の調査では、LGBTQの当事者は、人口の9・7%と、1割近くの人数に達しています。非常に身近な存在です。それだけに、知らず知らずのうちに傷つけるようなことは避けなければならず、正しい理解が必要となります。厚生労働省が初めて実施した職場におけるLGBTQ+当事者の実態調査では、調査対象となつた当事者の内、22・9%が職場でLGBTQ+関連のハラスメントを経験または目撃したと回答し、差別的扱いの経験・目撃も11・4%に上ります。深刻なのは、カミングアウト後の職場での孤立や、業務上の不利益を被るケースで、LGBTQ+当事者が60%という高い転職率となつている原因になつています。教育の分野では、日本教職員組合の調査では、LGBTQ+当事者の児童・生徒の内、小学校時代にいじめを受けているケースは68%に上り、中学・高校時代を含めると85%が何らかの形で差別的な言動を経験しています。さらに、トランスジェンダーの児童・生徒の29%が不登校を経験しており、一般的な不登校率約3%を上回り、自殺を考えたことがあると回答したLGBTQ+当事者の児童・生徒が58・6%に上ることは、重大です。

本市でも、来年度から始まる「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」」の策定の方向性において、引き続き性的「マイノリティの人々の人権尊重の取り組み」が位置づけられ、具体化が進められようとしていますが、それぞれの現場で、人権が尊重された生活が送れるよう、対策を進めてゆくことが求められます。

ます。

① パートナーシップ制度を充実させ、川崎市「SOGI支援宣言」を行つて施策を全面的にすすめる。

ア SOGIにかかる差別を許さず、当事者の生きづらさの解消と生活障壁を取り除く姿勢を示し、幅広く市民と事業者への理解と協力を促すために「SOGI支援宣言」を行う。

イ パートナーシップ宣誓を行つた方の住民票の表記は、本人からの希望があれば現在の「同居人」から「縁故者」や「夫（未届）」「妻（未届）」などへの変更を行えるようにする。

ウ パートナーシップ宣誓制度は、事実婚の方も対象とする。同様の制度を実施している自治体間で転居した場合などに継続してパートナー宣誓の事実を認める相互利用を進める。現在、パートナーシップ宣誓制度は、予約した上、市内1カ所で受け付けているが電子申請での受付を可能にする。

エ 「ファミリーシップ制度」は、カップルの子どもを家族として認め、家族としての市民サービスを可能にするもの。「ファミリーシップ制度」導入の検討を進める。

オ LGBTQ+当事者の置かれている状況や性の多様性について、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動を行う。多言語化や音声化についても留意したうえで、ウェブサイトをはじめ紙媒体も含めた様々な媒体で行う。

カ 市の職員等の採用にあたつて、LGBTQ+の当事者が不利益にならぬようにする。また、民間企業の就職において不利益が生じないよう、働きかけてゆく。

② 市民、LGBTQ+当事者に対する行政の対応を引き続き充実させる。

ア SOGIの基礎知識をはじめ、窓口対応、災害対応、職場での対応、学校や課外活動など、すべての対応のあり方を示す「SOGI対応指針」をマニュアルにして全庁的に取り組む。

イ 区役所・市民病院等の窓口や相談サービスや選挙の投票に対応する職員等に、見た目の性別と戸籍上の性別が異なる当事者がいること、パートナーは異性とは限らないことを踏まえて対応することを徹底する。現在も行われているとのことだが、職員体制の変わる時期などをとらえて、性自認と性的指向について十分な研修を行う。

ウ 市の施設のトイレや更衣室などの中に、性別を問わずに入りやすい「誰でもトイレ」「多目的トイレ」などを作る。

工 災害時の対応として、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成などについて専門家や当事者の意見を反映させる。避難所において、当事者が相談しやすいように、受付等にレインボウフラッグを設置したり、ポスターの掲示をするなどLGBTQ+の相談に対応していることを表示する。

オ 市立3病院で同性パートナーも家族として面会や重要事項の説明や同意、手術時などの立会いができることと、周知する。民間医療機関も同様の対応を行うように協力を要請する。

カ 医療や不動産にかかる業界団体などに、パートナーシップ宣誓制度の趣旨を説明し、医療機関や民間住宅でのSOGIの扱いの改善を求める申し入れを行う。

③ 市職員の職場内の対応について

ア 執務上必要な施設利用に関して、トイレや更衣室、宿泊を伴う出張の部屋割りや入浴時間などに引き続き留意する。

イ 世田谷区で取り組むように、学区医、学校歯科医、学校薬剤師、水防従事者、災害対策基本法に基づく応急措置業務従事者の同性パートナーに遺族補償を行うよう制度を改善する。国の動き待ちにならず、市として取り組む。

ウ 同性パートナーも異性パートナーと同様に、川崎市勤労者福祉共済の福利厚生の給付事業の対象とする。国の動き待ちにならず、市として取り組む。

④ 教育にかかる対応について

ア 教育に関わるSOGIの基礎知識をはじめ、学校や課外活動などのあり方を示す「対応マニュアル」をつくる。

研修は児童生徒の中に一定の人数がいることを想定し、多感な時期であることにも留意して、毎年、行う。

イ SOGI+にかかる差別・いじめは、人権侵害に当たる重大な問題として捉え、いじめの未然防止、発生後の対応など、児童の発達段階に応じて、児童や職員に対する指導・援助を徹底する。

ウ SOGI+にかかる情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館および学校図書館などに関連する図書を積極的に備える。「多様な性に関するブックリスト第2版」の更新を行う。

エ 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校で指導者や保護者、子どもに対するSOGIの人権保護に関する教育、啓発活動に取り組む。子どもたちが相談しやすい環境を整備する。全ての学校にスクールカウンセラーや

ンセラーを常駐させる。教育の場でアウティングをしないよう丁寧に対応する。

オ 当事者である子どもへの対応に一番悩むのは保護者である。講演会やリーフレットの配布など保護者向けの啓発活動は毎年何らかの形で行う。

カ 進路指導に当たっては、子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランジエンダーの子どもたちがそれぞれの置かれている状況や発達段階に応じて必要なサポートを受けられるよう、校長をはじめ教職員の研修などに取り組む。当事者の生き方や職業選択の多様性を前提として行う。

カ 学校生活の場面で更衣室やトイレ 健康診断や宿泊行事のあり方について配慮する。標準服や体育着、水着など申し出によつて希望するものの着用を認める。戸籍での性別を理由に一元的な対応をしない。

キ 事務・手続きにおける配慮として、学校への提出書類や生徒証、卒業証書など性別記載の必要の有無について「当該者が不利益にならないように適切に対応している」とのこと。引き続き、卒業後戸籍変更を行つた者への卒業証書の発行について当該者が不利益を被らないよう対応する。通称使用を検討する。

ク 世田谷区では「道徳」の時間を軸に他の教科とも連携して系統的に性自認・性的指向についての授業を行つてゐる。教育現場の声を聞きながら授業の内容を研究する。

ケ 各学校でのSOGIにかかる対応事例について、共有する仕組みをつくる。

コ 市立中学校・高等学校の制服（標準服）のあり方について、保護者の意見を聞き参考にしながら、生徒の意思を尊重して生徒が自治的に判断できるように教育的に指導する。

⑤当事者支援の取り組みについて

ア 当事者である子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスするために、相談窓口を明確にして市がHPで適切な情報に誘導するなどのサポート施策を講じる

イ 適切な資格を持つ人による相談窓口を開設・充実させる。NPO法人等、市の機関以外の相談窓口とのさらなる連携を図るとともに、団体間での情報を相互共有するなどのサポートを行う。NPO法人や当事者団体・グループが実施する交流の場づくりやコミュニティスペースの確保について、市として財政面も含め支援することを通じて、年齢別や特性別に応じた、きめ細かい交流の機会をつくる。

ウ 市が当事者の常設の相談・交流の場、コミュニティースペースを整備する。SOGI関連の映画の上映、当事者・家族・支援者の方を中心とした「情報共有ルーム」などの取り組みを引き続き行うとともに、多摩区・麻

生区などでも開催する。